

策定年月日	平成 7 年 3 月 2 7 日
変更年月日	平成 1 4 年 4 月 1 日
変更年月日	平成 1 9 年 1 月 3 0 日
変更年月日	平成 2 2 年 6 月 1 1 日
変更年月日	平成 2 6 年 9 月 3 0 日
変更年月日	令和 5 年 9 月 2 8 日

農業経営基盤強化の促進に関する 基本的な構想

令和 5 年 9 月

本 部 町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	8
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育 成に関する事項	9
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積 に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	11
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
第 6	その他	28

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 本部町は、沖縄本島的那覇市より北西約 82 キロメートル沖縄本島北部本部半島の先端部に位置し西に東支那海、東に名護市、今帰仁村が隣接し総面積が 5,432 ヘクタールである。そのうち 4,420 ヘクタールについては農業振興地域の指定を受けている。

地形は南部地区が丘陵地帯を形成しているのに対し、北部地区は比較的平坦な台地状となり町全体としては南高北低の地形で自然的景観もきわめてすぐれている。気候は亜熱帯性で平均気温は 23 度で湿度 75 パーセントと四季を通じ温暖多湿で年間降雨量は 2,300 ミリメートルと恵まれているが季節によってむらがあり、又夏から秋口にかけての台風や干ばつにしばしば見舞われ、農作物等への被害を与えている。

本部町の農業は基幹作物のさとうきびを中心に花き、ミカン、アセローラ、パインアップル、野菜等が栽培され、肉用牛等が飼育されている。近年、ブランド化を目指したピージャーの飼育や島野菜の栽培が盛んになっている。また、野菜、花き、果樹等の専作農家が増加傾向にあり、施設園芸の導入が盛んとなっている。今後は特にこのようなブランド化を図る産業等並びに、施設園芸において高収益性の作目・作型を、担い手を中心に導入し、地域としての産地化を図るとともに、農業生産の所得の拡大に努める。

2. 本部町の農業構造については、昭和 50 年に沖縄国際海洋博覧会の開催を契機として、観光産業が伸びると同時に兼業農家が増加したが最近一層の兼業の深化、基幹作物であるさとうきび、パインアップル生産者の高齢化や作目の多様化とともに、作付面積、生産量とも総じて著しい減少傾向をたどっており、又、後継者問題も深刻である。

近年着実な成長をなしている花きやミカンに加え高収益型の熱帯果樹等が生産され作目が多様化している。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地について、一部遊休地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすことが考えられる。

3. 本部町は、このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

具体的な経営の指標は、本部町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域その他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者 1 人当たり 340 万円程度）、年間労働時間（主たる従事者 1 人当たり 2,000 時間程度）の水準を実現できるものとし、又これらの経営が本町農業生

産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

4. 本部町は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする主体的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、農業協同組合、農業委員会、普及指導機関等が十分なる連携の下で濃密な指導を行うため、本部町担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して上記の本部町担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

また、地域の農業を持続可能なものとするためには、農業の基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要がある。本部町の集落・地域において話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための地域計画」の作成・更新に取り組む。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している本部町農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化し、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農用地利用改善団体で行われている集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全体的に展開して集団化・連担化した条件で、担い手に農地利用が集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項（平成25年法律第101号）及び）農地中間管理機構が行う特例事業（農業経営基盤強化促進法第7条（昭和55年法律第65号））の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

そして、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいては、担い手としての農業者を育成するとともに、認定農業者への利用集積を強化する。また、それと並行して地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立をめざす。その際は認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農

業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度の普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

更に、このような農地貸借による経営規模の拡大と併せて、農作業委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、沖縄県農業協同組合や関係機関との連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進とが一体となり意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、普及指導機関の指導の下に既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は効率的な生産単位を形成する上で重要であるばかりか農地所有適格法人等の団体経営体への経営発展団体としても重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化、法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化および農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用を認定農業者への集積はもちろんのことその他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした各種補助事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5. 本部町は、本部町担い手育成総合支援協議会と連携して、認定農業者又は認定新規就農者

等、今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化、経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等、農業技術の向上に努める。

特に、大規模施設園芸をめざす農業経営が展開しつつある集落においては、適切な資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、これらの集落において新規の集約的作目導入を図るため、同指導チームのもとに市場関係者や関係機関の園芸作目担当者の参画を得つつマーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、さとうきび、花き、果樹、畜産、野菜、園芸作目と組み合わせての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本部町の新規就農者数は過去 10 年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物であるさとうきびを中心に花き、ミカン、アセローラ、パインアップル、野菜等の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本部町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間 1 万人から 2 万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、沖縄県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間で 3,000 人の新規就農者を育成・確保するという目標を踏まえ、本部町においては年間 7 人の当該青年等の確保を目標とする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本部町においては、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として、第 1 の 3 に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の 5 割以上の農業所得、すなわち主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得 170 万円以上を目標とし、年間総労働時間は 1,200 時間以上とする。

③ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本部町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対する相談窓口を設置し、適切な支援や情報提供ができる体制を整えるとともに、農地の確保や農業技術・経営面の指導等について関係機関との連携を図ることにより、新規就農者を地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能にする効率的かつ安定的な農業経営を指標として、現に本部町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

＜個人経営体＞ （農業経営の指標の例）

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
さとうきび ＋ 野菜	＜作付面積等＞ さとうきび 2.40ha ゴーヤー 0.40ha (0.20ha×2作) ＜経営面積＞ 2.60ha	＜資本装備＞ ・農用車（軽） ・耕耘機（9.5ps） ・管理機（5ps） ・動力噴霧器 ・揚水ポンプ ・園芸施設（2,000 m ² ） ＜その他＞ ・さとうきびの収穫作業及び植付け等の一部について、外部へ委託 ・ゴーヤーは園芸施設による周年栽培 ・農繁期における労働時間の延長と雇用労働力の確保	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
野菜	＜作付面積等＞ スイカ 2.20ha (0.85ha×2作、 0.50ha×1作) ＜経営面積＞ 0.85ha	＜資本装備＞ ・農用車（軽） ・耕耘機（9.5ps） ・管理機（5ps） ・動力噴霧器 ・揚水ポンプ ・園芸施設（8,500 m ² ） ＜その他＞ ・スイカは園芸施設による周年栽培で2作目の0.85ha、3作目を0.5haとした ・農繁期における労働時間の延長と雇用労働力の確保	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等

花き	<作付面積等> 輪菊 0.15ha 小菊 0.50ha <経営面積> 0.50ha	<資本装備> ・農用車（軽） ・耕耘機（9.5ps） ・管理機（5ps） ・動力噴霧器 ・揚水ポンプ ・スプリンクラ ・選別機 ・電照施設一式 ・平張施設（1,500㎡） <その他> ・小菊 12月出荷は平張施設での栽培とし、12月出荷後植え替えを行い5月出荷とする ・農繁期における労働時間の延長と雇用労働力の確保	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用の確保による過重労働の防止 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹	<作付面積等> パイン 4.00ha <経営面積> 4.00ha	<資本装備> ・農用車（2,000cc） ・動力噴霧機 ・管理機（5ps） <その他> ・トラクタ（ブラウ・ロータリ・スラッシャ）については賃借にて行う ・パインについては生果及び加工用の生産とする	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等
肉用牛	<作付面積等> 草地等 5.16ha <飼養頭数> 成雌牛 39頭 <経営面積> 5.16ha	<資本装備> ・農用車（2,000cc） ・トラクター（79ps） ・モアコンディショナ ・テッターレーキ ・ロールベラー ・ベールラッパー ・フロントローダー ・マニユアスプレッタ ・ブロードキャスタ ・ホイールローダー ・農具庫（74㎡） ・牛舎（507㎡） ・乾草庫（47㎡） ・堆肥舎（82㎡） <その他> ・所有する農具車以外は3戸の共有とする。	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・家族経営協定の締結による経営への共同参画等

<団体経営体>

(農業経営の指標の例)

経営類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
さとうきび (主たる従事者3人)	<作付面積等> さとうきび 20.50ha 作業受託 25.00ha	<資本装備> ・農用車(軽)×3台 ・動力噴霧器 ・大型トラクター ・プラウ・ロータリ ・施肥機付サブソイラ ・プランタ ・ブームスプレヤ ・ブルトラ(15ps) ・ブルトラ用散布機 ・小型ハーベスタ <その他> ・周辺農家の耕起・砕土・植付・ 収穫について受託 ・受託面積は基幹作業数で除し た面積を経営面積とした	・複式簿記記帳による経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・社会保険への加入

(注) 1 団体経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域その他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの)。

2 団体営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本部町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本部町における主要な営農類型については、第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標を参考とし、年間農業所得目標は5割以上とする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- ・ 本町の特産品であるさとうきびなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県普及指導機関、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。
- ・ また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。
- ・ 更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。
- ・ 加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

- ・ 本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県普及指導機関や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。
- ・ また、就農後の定着に向けて、販路開拓等、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
- ・ さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。
- ・ 本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

・ 本町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 県農業会議、県農地中間管理機構、市町村農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

・ 本町は、農業委員会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

・ 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、市町村農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 上記の第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

また、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるよう努めるものとする。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
56%	

1 「効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占めるシェアの目標」

は、個人経営体、団体経営体の地域における農用地利用面積（基幹的農作業受託面積を含む）シェアの目標であり、「認定農業者」、「特定農業法人」、「基本構想水準到達者」、「特定農業団体」、「集落内の営農を一括管理・運営している集落営農」「認定就農者」を効率的かつ安定的な農業経営体とする。

2 目標年次は、令和13年度とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、農業委員会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引き受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本町は関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開をされるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に充分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

(2) 本町、農業委員会、農地適中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

また、担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培（注：町での活用案を記載）による保全等の取組を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本部町は、沖縄県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本部町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア．土地改良総合整備事業の実施が見込まれる地区においては、圃場区画の大型化による高率的な生産基盤条件の形成を活かすため、地域計画推進事業及び農地中間管理機構が行う事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取り組みによって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ．土地利用型農業をめざす地域においては、地域の特性を活かすため自治会等を中心とする協同体制も活用し、必要に応じて農業構造対策事業等の導入により機械化体系を推進し、これを契機として農用地利用改善団体の組織化を図る。更に地域の実情に即した農作業受委託制度を確立し、農家の高齢化による労働力不足や耕作放棄地の解消とともに、集団化による効率的な農用地の有効利用に努める。

更に、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じて農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア．農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立する意欲と能力を有すると認められること。

（エ） その者の農業経営に、主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ．混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ．農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第 7 条第 1 号に掲げる事業及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第

3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下、「政令」という。）第 3 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げるものを除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地すべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら 2 つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うため農地所有適格法人の構成員が利用権の設定を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の育成に資するものとし、特に農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権

の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（３）開発を伴う場合の措置

- ① 本部町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第3号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本部町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア．当該開発事業の実施が確実であること
 - イ．当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること
 - ウ．当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること

（４）農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本部町は、（５）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本部町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残続期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（５）要請及び申出

- ① 本部町農業委員会は認定農業者若しくは認定新規就農者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者若しくは認定新規就農者等に対する利用権設定等の調整が整ったときは、本部町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本部町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地

域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 本部町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 本部町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が整ったときは、本部町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 本部町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又

は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者が②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について本部町長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ロ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本部町は、農用地利用集積計画の案を作成するときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意が得られていることを確認する。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)

の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本部町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本部町の掲示板への掲示により公告する。

ただし、個人情報に係る部分に関しては、個人情報の保護に関する法律の主旨を考慮するものとする。

(10) 公告の効果

本部町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本部町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを本部町農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本部町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 本部町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ

安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 本部町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 本部町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本部町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 本部町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 本部町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。本部町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、沖縄県農業開発公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物であるさとうきびの農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、本部町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、本部町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、沖縄県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林水産課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

本部町は、地域計画の策定に当たって、沖縄県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組

合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本部町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ. 農用地利用改善事業の実施区域

ウ. 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ. 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ. 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ. その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第 6 号の認定申請書を本部町に提出して、農用地利用規程について本部町の認定を受けることができる。
- ② 本部町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。
 - ア. 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること
 - イ. 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること
 - ウ. (4) のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
 - エ. 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること
- ③ 本部町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本部町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現状及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア. 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ. 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本部町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①に認定をする。

ア. ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ. 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 本部町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本部町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、沖縄県北部農林水産振興センター農業改良普及課、農業委員会、農業協

同組合、農地中間管理機構（沖縄県農業振興公社）の指導、助言を求めてきたときは、本部町担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（1）農作業の受委託の促進

本部町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア. 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ. 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家の育成

ウ. 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ. 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ. 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ. 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

（2）農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農業委員会、農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

（3）地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業体による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本部町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化

に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家者等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

新規就農者相談受入窓口を整備し、就農促進のための啓発・相談活動を行うとともに、沖縄県農業経営・就農支援センターや普及指導機関などと連携しながら、就農相談会や新規就農者向けの各種講座の案内を行うほか、市外からの転入を希望する者に対しては、必要に応じて市内の生活情報や住宅等に関する情報提供を行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 青年等就農計画作成の促進

新たに農業経営を営もうとする青年等に対しては、必要な支援を集中的に措置することができるよう、関係機関と連携しながら青年等就農計画の作成を促進し、認定新規就農者への誘導を図る。

② 各種支援措置の活用

本部町が策定する「地域計画」に農業を担う者として位置付けるとともに、就農段階の経営安定化に資するよう、国の経営開始資金や、青年等就農資金等を積極的に活用する。

③ 経営改善を進めていくための支援

本部町担い手育成総合支援協議会において、新規就農者の経営状況を分析し、それをもとに関係機関と連携しながら経営改善のための相談や指導を行う。

特に、青年等就農計画等が認定された農業者に対しては、その計画が達成できるよう、農業技術や経営管理能力向上のための各種研修の実施や、経営分析・解析などによる指導を重点的に行うこととする。

また、青年等就農計画等の実行に伴う規模拡大や労働環境改善に必要な農地、機械、施設等の取得に対しては、農業制度資金等の活用を支援するとともに、各々の発展段階に応じて、各種補助事業等の有効的な活用についても指導を行う。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

認定新規就農者等については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、関係機関・団体と連携して栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、経営発展に向けた支援を重点的に行う。

さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(4) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談、農業技術や経営ノウハウの習得、就農後の営農指導

等フォローアップ、農地の確保等について、「沖縄県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の別表に定められたところにより、各関係機関・団体等が役割を分担し、相互に有機的連携をもって各種取組を進めるよう努める。

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本部町は、1 から 6 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア. 本部町は、具志堅地区土地改良総合整備事業（昭和 53 年度～昭和 55 年度）、大浜地区土地改良総合整備事業（昭和 55 年度～昭和 62 年度）、塩川地区土地改良総合整備事業（昭和 56 年度～昭和 62 年度）、備瀬北地区土地改良総合整備事業（昭和 57 年度～平成 2 年度）、備瀬南地区団体営ほ場整備事業（昭和 59 年度～平成 5 年度）による、圃場の区画整理、集団化の促進と併せて土地改良事業完了地区も含めた地域に灌漑排水事業（平成 11 年度～平成 15 年度）を導入し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ. 本部町は、経営構造対策事業（平成 14 年度～平成 16 年度）により共同利用温室、農業生産総合対策事業（平成 17 年度～平成 18 年度）によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ. 本部町は、農用地利用改善団体等の組織育成を推進し、その団体活動を通して適正な土地利用と農業を主業とする者への農地の集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の育成のために生産基盤の確保とその条件整備を図る。

エ. 本部町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本部町は、農業委員会、普及指導機関、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、本部町担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本部町は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

1 認定農業者の育成・確保

認定農業者に対しては、農地の集積による規模拡大、農業用機械・施設に対する補助や融資、経営及び技術に関する研修の実施など、各種の施策が講じられているところである。今後とも、農業経営改善計画に沿った経営改善の取組を円滑に進めることができるよう必要な支援措置を講じる。

また、地域の話合いを前提とした地域計画に位置づけられた農業者については、認定農業者への誘導を図る。

2 新規就農の促進

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化の進行は、農業の衰退のみならず地域社会や離島の活力低下を引き起こすものと危惧される。

このため、就農に意欲的は新規学卒者、他産業からの新規参入者への就農相談活動や農業教育施設等の充実・強化を図り、幅広い人材の育成・確保に努める。

また、農地中間管理機構が行う事業を積極的に活用し、新規就農者の農地の確保を促進する。

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、平成 7 年 3 月 27 日から施行する。
2. この基本構想は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。
3. この基本構想は、平成 19 年 1 月 30 日から適用する。
4. この基本構想は、平成 22 年 6 月 11 日から適用する。
5. この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から適用する。
6. この基本構想は、令和 5 年 9 月 28 日から適用する。

別紙1（第5の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定を受ける土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・・・・・・その土地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・・・・・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれの対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その他土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められる。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号もしくは第8号に掲げる法人（それぞれの対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・・・・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙 2 (第 5 の 1 (2) 関係)

I. 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
1. 存続期間は 6 年 (開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から見ても 6 年とすることが相当でないとして認められる場合には、6 年と異なる存続とすることができる。 2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) 中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1. 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を参考して算定する。 2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4. 借賃を金銭以外のものとして定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 ま	1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。 2. 1 の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本部町が認定した額をその費や

	での規定によって算定される額に相当するよう定めるものとする。この場合において、その金銭以外のものので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号農林水産事務次官通知）第 6 に留意しつつ定めるものとする。		した金額又は増価額とする旨を定めるものとする。
--	---	--	--------------------------------

Ⅱ．混牧林地又は農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合。

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1．混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の金額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2．農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃の額がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3．開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、1 の②の3と同じ。	I の③に同じ。	I の④に同じ。

Ⅲ. 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1. 作目等毎に農業の経営の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	I の③に同じ。この場合において I の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

IV. 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準として、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。